

令和4年2月20日から 長期優良住宅の認定申請手数料と 認定申請に係る添付図書が変わります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、**令和4年2月20日以降に認定申請を行う場合**の認定申請手数料及び認定申請に係る添付図書が変更となります。

1 認定申請手数料

新築住宅

区分		認定申請手数料	
		確認書等※1を添付する場合 (事前審査を受ける場合)	呉市へ直接申請する場合 (事前審査を受けない場合)
一戸建ての住宅※2		13,000円	51,000円
共同住宅	面積 ≤ 500㎡	25,000円	122,000円
	500㎡ < 面積 ≤ 1,000㎡	41,000円	195,000円
	1,000㎡ < 面積 ≤ 3,000㎡	69,000円	386,000円
	3,000㎡ < 面積 ≤ 5,000㎡	112,000円	692,000円
	5,000㎡ < 面積 ≤ 10,000㎡	171,000円	1,190,000円
	10,000㎡ < 面積 ≤ 20,000㎡	291,000円	2,202,000円
	20,000㎡ < 面積 ≤ 30,000㎡	368,000円	3,147,000円
	30,000㎡ < 面積	418,000円	3,856,000円

既存住宅（増改築）

区分		認定申請手数料	
		確認書等※1を添付する場合 (事前審査を受ける場合)	呉市へ直接申請する場合 (事前審査を受けない場合)
一戸建ての住宅※2		20,000円	77,000円
共同住宅	面積 ≤ 500㎡	38,000円	183,000円
	500㎡ < 面積 ≤ 1,000㎡	62,000円	293,000円
	1,000㎡ < 面積 ≤ 3,000㎡	104,000円	579,000円
	3,000㎡ < 面積 ≤ 5,000㎡	168,000円	1,038,000円
	5,000㎡ < 面積 ≤ 10,000㎡	257,000円	1,785,000円
	10,000㎡ < 面積 ≤ 20,000㎡	436,000円	3,304,000円
	20,000㎡ < 面積 ≤ 30,000㎡	553,000円	4,721,000円
	30,000㎡ < 面積	628,000円	5,784,000円

※1 登録住宅性能評価機関にて交付される長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

※2 居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限りです。

2 認定申請に係る添付図書

登録住宅性能評価機関が交付する確認書等※1を添付して認定申請を行った場合の添付図書は次のとおりとなっております。

なお、詳細については「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」をご確認ください。

(○：必要 ×：不要)

図書	改正前	改正後
設計内容説明書	○	×
付近見取図	○	○
配置図	○	○
仕様書	○	×
各階平面図	○	○
用途別床面積表	○	○
床面積求積図	○	○
2面以上の立面図	○	○
断面図又は矩計図	○	○
伏図（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図）	○	×
各部詳細図	○	×
各種計算書（構造計算書、省エネ計算書等）	○	×
機器表	○	×
状況調査書（既存住宅（増改築）の場合）	○	○

令和4年2月20日以降に、適合証や住宅性能評価書（長期使用構造等である旨の記載がないもの）が添付された認定申請書は、原則、受付できません。

適合証や住宅性能評価書（長期使用構造等である旨の記載がないもの）を添付して認定申請する場合は、令和4年2月18日までに申請いただきますようお願いいたします。

長期優良住宅法関連情報（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

【お問い合わせ先】

呉市役所 都市部 建築指導課
呉市中央4丁目1-6（本庁舎5階）
電話：0823-25-3511
メール：kensidou@city.kure.lg.jp